

7-1

昭和三十年十一月十八日

科学技術行政機構についての答申

行政審議会

c111-004-008

答申第一号

昭和三十年十一月十八日

行政審議会会長

岸

喜

二

雄

行政管理庁長官

川

島

正

次

郎

殿

昭和三十年九月二十六日付行政管理庁長官の諮問一の一（科学技術行政機構について）に関し、
本審議会は慎重審議を重ね、別紙の通り成案を得ましたので、これを答申いたします。ついでには、
その実現方につき政府当局の十分な配慮を要請いたします。

科学技術行政機構の答申

別紙

科学技術関係行政機構改正要綱

国内資源が乏しく、せい弱な経済基盤の上に、ぼう大な人口をようするわが国において、国民経済の自立発展と生活水準の向上を期する見地から、原子力の平和利用を含む科学技術の画期的振興を図らなければならない。これがため従来の科学技術行政を刷新し、もつばら科学技術に関する行政事務を担当する行政機関を、次の要領により、設ける必要がある。

一 科学技術庁の設置

科学技術庁を総理府の外局として設置し、これに原子力行政を含む科学技術行政（人文科学関係を除く。）を所掌させる。

二 任務及び権限

- 1 科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及びその推進にあたる。
 - 2 科学技術に関する基本的な政策の総合調整を行う。
 - 3 前記1及び2の対象については、自然科学に関する行政で産業技術に関連するものに限る。なお、大学における研究は原則としてその対象から除く。
 - 4 産業技術に関連する各省庁所管試験研究機関の経費及び試験研究補助金等に関する予算の総合調整を行う。
- 科学技術庁は、右の予算に関する各省の見積の方針につき調整を行い、予算の要求は、各

省みずから大藏省に対して行う。大藏省は、右の予算査定に際しては科学技術庁の意見を尊重するものとする。

5 研究の実施は、各省庁に属せしめることを適当としないものに限り、各省庁の専管で十分その機能を果しうるものは除く。

航空技術、機械、電気、化学及び材料に関する研究を実施する。

6 資源調査及び地質調査を行う。

7 財団法人原子力研究所及び株式会社科学研究所を監督する。

(5の材料を研究する機関が国立の機関とならない場合はこれをも含む。)

8 試験研究の助成業務は、各省庁に固有のものを除き、多数部門の総合協力を要する研究及び関係各分野に広く共通する研究の振興に関係ある事項に限って行う。

9 所管事項に関する調査及び内外の科学技術に関する資料の収集、分析を行い、かつ、それらの結果を一般の利用に供するとともに科学技術の向上、普及を図る。

三組 組織

1 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、國務大臣をもつてあてる。

長官は、科学技術の振興のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、かつ、科学技術に関する当該行政機関の重要所管事項について勧告できる。なお、勧告に基づき当該行政機関のとつた措置については、報告を求めることができ

る。

2 科学技術庁に、政務次官のほか、その任務及び権限の重要性にかんがみ、特に副長官を置く。

3 科学技術庁に、特に科学技術監若干人及び各局を通じ参技官若干人を置く。

4 科学技術庁に顧問及び参与各若干人を置く。

5 内部部局として長官官房(官房長を置く。)のほか、その分掌事務の重要性にかんがみ、部に代え特に次の四局を置く。

企画調整局

原子力局

資源局

調査普及局

6 科学技術庁に次の附屬研究機関を置く。

航空技術研究所

機械研究所

電気研究所

地質研究所

化学研究所

材料研究所

7 長官の諮問機関として次の審議会を置く。

科学技術審議会

航空技術審議会

資源審議会

四 原子力審議会

1 原子力の平和利用の重要性にかんがみ、原子力に関する基本的政策を審議するため、総理府に原子力審議会を置く。

2 内閣総理大臣は、原子力の平和利用に関する基本方針及びその他の重要事項については、原子力審議会にはかるものとする。

3 原子力審議会は、原子力の平和利用に関する重要事項につき、必要に応じ内閣総理大臣に對し、意見を具申する。

4 原子力審議会の議決は、政府において尊重し、必要な措置をとるものとする。

5 原子力審議会の政治的中立性を確保するため、その構成は、民主的なものとする。

6 原子力審議会の庶務は、科学技術庁において処理する。

五 科学技術庁の新設に伴う措置

1 関係行政機構の重複をさけるため、これらについて所要の改組を行う。

イ 科学技術庁の新設に伴い、附属研究機関として、通商産業省から機械試験所、電気試験所及び地質調査所を移管することを必要とするが、これは、科学技術庁が各省の行政と密接している試験検定等に関する権限をも吸収する主旨ではなく、主として機構の重複をさけ、研究をより効果的に実施するためのやむを得ない措置であるから、これらの試験所等の移管に際しては、そのあり方及び業務の実施について、別途特に考慮することを要する。

ロ 航空技術審議会及び航空技術研究所を総理府より移管する。

ハ 資源調査会を廃止する。

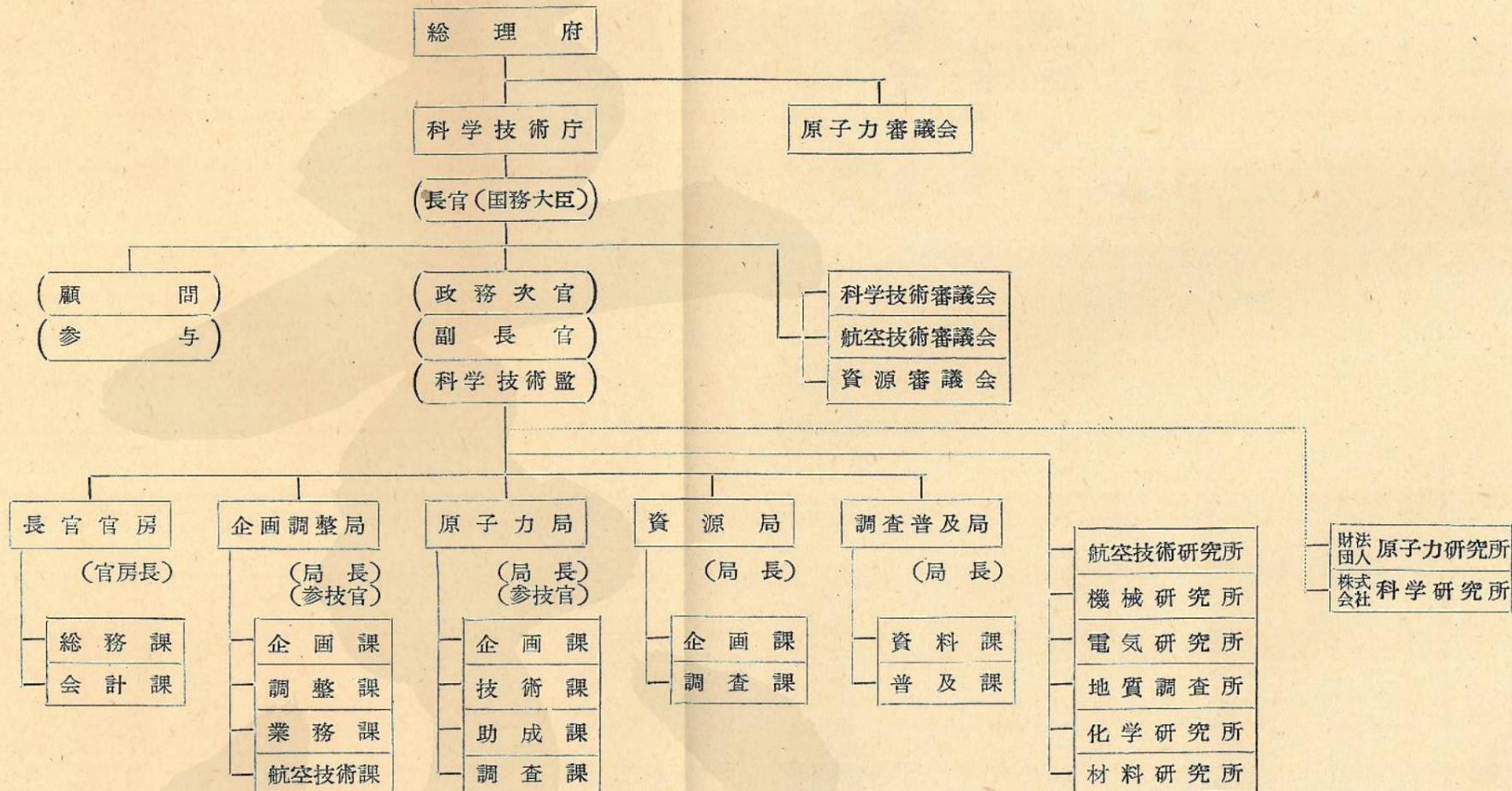
ニ 科学技術行政協議会は存置し、科学技術庁の新設に伴う必要な権限の調整を行う。

ホ 経済企画庁、文部省、通商産業省その他関係行政機関の機構について所要の改組を行う。

2 科学技術庁の定員は、関係行政機関の定員の振替によつて充足し、新規増員は極力抑制する。

参 考

科学技術庁機構図



参
考
資
料

- 一 諮 問 事 項
- 二 委 員 名 簿
- 三 審 議 経 過 概 要
- 四 行 政 管 理 庁 設 置 法 (抄)
- 五 行 政 審 議 会 令



一 諮 問 事 項

昭和三十年九月二十六日

行政管理庁長官 川 島 正 次 郎

行政審議会会長 岸 喜 二 雄 殿

諮 問 一

行政事務の能率的運営を図り、わが国の実情にふさわしい行政機構の確立を期するため、現行の行政制度について御検討願いたい。

一、科学技術行政機構について

科学技術の振興（原子力の平和的利用を含む。）を図るため、すみやかに科学技術関係行政機構に関し、改正要綱を示されたい。

二 行政審議会委員名簿

委員長	岸喜二雄	日本銀行行政政策委員会委員
委員	安西浩	東京ガス株式会社副社長
	池田龜三郎	日本化学工業協会副会長
	今井一男	公共企業体等仲裁委員会委員長
	今井久	元茨城県知事
	内田俊一	東京工業大学長
	賀集益藏	三菱レィヨン株式会社社長
	金子源一郎	三菱地所株式会社取締役
	木村國治	専修大学長
	佐藤博	弁護士 前東京高等検察庁検事長
	進藤武左衛門	愛知用水公団副総裁 前電源開発株式会社副総裁
	杉村章三郎	東京大学教授
	田上穰治	一橋大学教授
	春彦一	前東京都副知事
	堀越禎三	経済団体連合会事務局長

(五十音順 敬称略)

三 行政審議会審議経過概要

昭和三十年九月二十六日第二回総会を開催し、じらい毎週二回総会を開いて科学技術行政機構に関する各省庁及び関係機関の説明並びに意見を聴取した後、問題点についての各委員の討論を経、十一月五日第九回総会において起草委員が指名され、十一月七日、十日、十二日の三回に亘り答申案の作成審議を続行し、結論をうるに至つたので、十一月十八日第十回総会において更に慎重に審議検討し、諮問に対する審議を終え、答申書の作成を了した。

なお、会議の開催月日及び議題は次の通りである。

(一) 総会

回数	開催月日	議題
第一回	九月二十六日	諮問、運営方針の決定
第二回	十月一日	行政管理庁、科学技術行政協議会事務局、経済企画庁から説明聴取
第三回	十月五日	文部省、通商産業省から説明聴取
第四回	十月八日	農林省、厚生省、運輸省、郵政省、建設省から説明聴取
第五回	十月十二日	原子力調査団長藤岡博士、資源調査会、防衛庁、航空技術研究所から説明聴取
第六回	十月十五日	日本学術会議から説明聴取、国会原子力合同委員会と懇談

第七回	十月十九日	大蔵省から説明聴取、自由討議
第八回	十月二十二日	自由討議
第九回	十一月五日	国会原子力合同委員会と懇談、自由討議、起草委員の指名
第十回	十一月十八日	答申決定

(一) 起草委員曾

回数	開催月日	議 題
第一回	十一月七日	答申案審議
第二回	十一月十日	
第三回	十一月十二日	

四 行政管理庁設置法 (昭和二十三年法律第七十七号)(抄)

(附属機関)

第六條 行政管理庁に、左の附属機関を置く。

- 行政審議会
- 統計審議会

(行政審議会)

第七條 行政審議会は、長官の諮問に応じ、国の行政の改善を図ることを目的として、行政制度及び行政運営に関する重要事項並びに監察の結果に基く重要な勸告事項を調査審議する。

- 2 行政審議会は、委員十五人以内で組織する。
 - 3 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 4 委員は、長官の委嘱に基き、第二條第十一号の監察を行うことができる。
- 第九條 前二條に定めるものを除く外行政審議会及び統計審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

五 行政審議会令 (昭和二七・七・三一) (政令第二九五号)

内閣は、行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第九條の規定に基き、この政令を制定する。

(会長)

第一條 行政審議会(以下「審議会」という。)に、会長一人を置く。

2 会長は、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第二條 委員の任期は、一年とする。

但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(庶務)

第三條 審議会の庶務は、行政管理庁長官官房において処理する。

(雑則)

第四條 行政管理庁の職員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

第五條 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。